

「中小企業の会計に関する指針（平成 19 年版）と旧指針との対照表」

平成 19 年 4 月 27 日

【総 論】

改正指針（平成 19 年 4 月 27 日）	旧指針（平成 18 年 4 月 25 日）
<p>〔目 的〕</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 本指針作成の経緯</p> <p>旧商法では、計算書類の作成に関して、総則の商業帳簿の規定と、株式会社の計算の規定に定められているほかは、第 32 条第 2 項において「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」とされていたものの、中小企業が適用することができる「公正ナル会計慣行」とは何かが十分には明確になっていないと指摘されていた。そこで、中小企業が、資金調達先の多様化や取引先の拡大等も見据えて、会計の質の向上を図る取組みを促進するため、平成 14 年 6 月に中小企業庁が、「中小企業の会計に関する研究会報告書」を発表した。また、これに呼応して、平成 14 年 12 月に日本税理士会連合会が「中小会社会計基準」を、平成 15 年 6 月に日本公認会計士協会が「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」をそれぞれまとめ、その普及を図ってきた。本指針は、これら 3 つの報告を統合するものとして、平成 17 年 8 月に公表されたものである。</p> <p><u>その後、平成 18 年 4 月に、会社法、会社法施行規則及び会社計算規則の制定に伴い本指針の見直しを行った。</u></p> <p>3. (略)</p>	<p>〔目 的〕</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 本指針作成の経緯</p> <p>旧商法では、計算書類の作成に関して、総則の商業帳簿の規定と、株式会社の計算の規定に定められているほかは、第 32 条第 2 項において「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」とされていたものの、中小企業が適用することができる「公正ナル会計慣行」とは何かが十分には明確になっていないと指摘されていた。そこで、中小企業が、資金調達先の多様化や取引先の拡大等も見据えて、会計の質の向上を図る取組みを促進するため、平成 14 年 6 月に中小企業庁が、「中小企業の会計に関する研究会報告書」を発表した。また、これに呼応して、平成 14 年 12 月に日本税理士会連合会が「中小会社会計基準」を、平成 15 年 6 月に日本公認会計士協会が「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」をそれぞれまとめ、その普及を図ってきた。本指針は、これら 3 つの報告を統合するものとして、平成 17 年 8 月に公表されたものである。</p> <p><u>今般、会社法、会社法施行規則及び会社計算規則の制定に伴い本指針の見直しを行うものである。</u></p> <p>3. (略)</p>

【各 論】

改正指針（平成 19 年 4 月 27 日）	旧指針（平成 18 年 4 月 25 日）
<p>〔金銭債権〕</p> <p>要 点</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 金銭債権には、その取得価額を付す。 ➤ 金銭債権の取得価額が債権金額と異なる場合は、<u>取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額とする。</u> <p>（略）</p> <p>12. 取得価額と債権金額とが異なる場合の処理</p> <p>債権の支払日までの金利を反映して債権金額と異なる価額で債権を取得したときは、<u>償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。</u>償却原価法とは、<u>金融資産を債権額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。</u>ただし、取得価額と債権金額との差額に重要性が乏しい場合には、<u>決済時点において差額を損益として認識することもできる。</u></p> <p>（略）</p> <p>【関連項目】</p> <p>会社計算規則第 5 条、第 85 条、第 106 条、第 134 条第 6 号 <u>金融商品に関する会計基準 第14項、(注 5)、第25項及び第29項～第34項</u></p>	<p>〔金銭債権〕</p> <p>要 点</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 金銭債権には、その取得価額を付す。 ➤ 金銭債権の取得価額が債権金額と異なる場合は、<u>適正な価格を付すことができる。</u> <p>（略）</p> <p>12. 取得価額と債権金額とが異なる場合の処理</p> <p><u>金銭債権の取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格で計上することができる。</u>すなわち、<u>債権の支払日までの金利を反映して債権金額と異なる価額で債権を取得したときは、取得時に取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額との差額が金利の調整であるときは、決済期日までの期間にわたり、毎期一定の方法で取得価額に加減して処理することが認められている。</u></p> <p>ただし、取得価額と債権金額との差額に重要性が乏しい場合には、<u>決済時点において差額を損益として認識することもできる。</u></p> <p>（略）</p> <p>【関連項目】</p> <p>会社計算規則第 5 条、第 85 条、第 106 条、第 134 条第 6 号 <u>金融商品に係る会計基準 第三・一、四</u> 法人税法第 61 条の 5、第 61 条の 6</p>

改正指針（平成 19 年 4 月 27 日）	旧指針（平成 18 年 4 月 25 日）
法人税法第 61 条の 5、第 61 条の 6	
<p>〔貸倒損失・貸倒引当金〕 （略）</p> <p>【関連項目】 会社計算規則第 5 条第 4 項、第109条、第134条 企業会計原則 第三・四、注解17 金融商品に関する会計基準 <u>第27項～第28項</u> 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第122項～第125項 法人税法第52条 法人税法施行令第96条</p>	<p>〔貸倒損失・貸倒引当金〕 （略）</p> <p>【関連項目】 会社計算規則第 5 条第 4 項、第109条、第134条 企業会計原則 第三・四、注解17 金融商品に係る会計基準 <u>第四</u> 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第122項～第125項 法人税法第52条 法人税法施行令第96条</p>
<p>〔有価証券〕 （略）</p> <p>【関連項目】 会社計算規則第 5 条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 6 項、第106条第 3 項第 1 号ニ、第 4 号イ、第113条第 1 項 金融商品に関する会計基準 <u>第15項～第23項</u> 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第47項～第96項 法人税法第61条の 3 第 1 項第 1 号 法人税法施行令第68条、第119条の12</p>	<p>〔有価証券〕 （略）</p> <p>【関連項目】 会社計算規則第 5 条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 6 項、第106条第 3 項第 1 号ニ、第 4 号イ、第113条第 1 項 金融商品に係る会計基準 <u>第三・二</u> 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第47項～第96項 法人税法第61条の 3 第 1 項第 1 号 法人税法施行令第68条、第119条の12</p>

改正指針（平成 19 年 4 月 27 日）	旧指針（平成 18 年 4 月 25 日）
<p>〔繰延資産〕</p> <p>要 点</p> <p>➤ 創立費、開業費、開発費、<u>株式交付費</u>、社債発行費、<u>新株予約権発行費</u>は、原則として費用処理する。なお、これらの項目については繰延資産として資産に計上することができる。</p> <p>➤ 費用として処理しなかった税法固有の繰延資産は、長期前払費用等として計上する。</p> <p>（略）</p> <p>40. 繰延資産の範囲</p> <p>(1) 創立費、開業費、開発費、<u>株式交付費</u>、社債発行費、<u>新株予約権発行費</u>が繰延資産に該当する。</p> <p>① 創立費 発起人に支払う報酬、会社の負担すべき設立費用</p> <p>② 開業費 開業準備のために支出した金額</p> <p>③ 開発費 次の目的のために特別に支出した金額</p> <p>ア. 新技術又は新経営組織の採用</p> <p>イ. 資源の開発</p> <p>ウ. 市場の開拓</p>	<p>〔繰延資産〕</p> <p>要 点</p> <p>➤ 創立費、開業費、<u>研究費及び開発費</u>、<u>新株発行費等</u>、社債発行費、<u>社債発行差金</u>は、原則として費用処理する。なお、これらの項目については繰延資産として資産に計上することができる。</p> <p>➤ <u>研究費及び開発費のうち、新知識の発見を目的とした計画的な調査及び探求並びに新製品等への研究成果その他の知識の具体化に係る費用は、その発生時に費用処理することが望ましい。</u></p> <p>➤ 費用として処理しなかった税法固有の繰延資産は、長期前払費用等として計上する。</p> <p>（略）</p> <p>40. 繰延資産の範囲</p> <p>(1) 創立費、開業費、<u>研究費及び開発費</u>、<u>新株発行費等</u>、社債発行費、<u>社債発行差金</u>が繰延資産に該当する。</p> <p>① 創立費 発起人に支払う報酬、会社の負担すべき設立費用</p> <p>② 開業費 開業準備のために支出した金額</p> <p>③ <u>研究費及び開発費</u> 次の目的のために特別に支出した金額</p> <p>ア. <u>新製品又は新技術の研究</u></p> <p>イ. 新技術又は新経営組織の採用</p> <p>ウ. 資源の開発</p> <p>エ. 市場の開拓</p>

改正指針（平成 19 年 4 月 27 日）	旧指針（平成 18 年 4 月 25 日）
<p>④ <u>株式交付費</u> 新株の発行又は自己株式の処分のために支出した費用</p> <p>⑤ 社債発行費 社債の発行のために支出した費用</p> <p>⑥ <u>新株予約権発行費</u> 新株予約権の発行のために支出した費用</p> <p>(2) 法人が支出する次に掲げる費用（資産の取得に要した金額及び前払費用を除く。）のうち支出の効果がその支出の日以後 1 年以上に及ぶものは、税法固有の繰延資産に該当する。</p> <p>① 自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出する費用</p> <p>② 資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立退料その他の費用</p> <p>③ 役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用</p> <p>④ 製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用</p> <p>⑤ ①から④までに掲げる費用のほか、自己が便益を受けるために支出する費用</p> <p><u>(3) 新製品の試験的製作又は新技術の研究等のために特別に支出した金額、新技術の採用のうち研究開発目的のために導入する技術、特許等に係る技術導入費及び特許権使用に関する頭金等については、その発生時に費用処理することに留意する。</u></p>	<p>④ <u>新株発行費等</u> 新株及び新株予約権の発行のために支出した費用</p> <p>⑤ 社債発行費 社債の発行のために支出した費用</p> <p>⑥ <u>社債発行差金</u> 社債権者に償還すべき金額の総額が社債募集によって得た実額を超える場合、その差額</p> <p><u>(2) (1) の繰延資産のうち、新製品若しくは新技術の研究又は新技術の採用のために特別に支出した金額については、その発生時に費用処理することが望ましい。</u></p> <p>(3) 法人が支出する次に掲げる費用（資産の取得に要した金額及び前払費用を除く。）のうち支出の効果がその支出の日以後 1 年以上に及ぶものは、税法固有の繰延資産に該当する。</p> <p>① 自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出する費用</p> <p>② 資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立退料その他の費用</p> <p>③ 役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用</p> <p>④ 製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用</p> <p>⑤ ①から④までに掲げる費用のほか、自己が便益を受けるために支出する費用</p>

改正指針（平成 19 年 4 月 27 日）	旧指針（平成 18 年 4 月 25 日）
<p>41. 償却額・償却期間</p> <p><u>繰延資産として資産に計上したもの</u>については、その支出又は発生の効果が発現するものと期待される期限内に原則として月割計算により相当の償却をしなければならない。</p> <p>償却期間は、創立費は会社成立後、開業費は開業後、開発費はその支出後、それぞれ5年内、<u>株式交付費及び新株予約権発行費は発行後3年内、社債発行費は社債償還期間とする。</u></p> <p><u>なお、税法固有の繰延資産</u>については、法人税法上、償却限度額の規定があることに留意する必要がある。また、金額が少額の場合は、発生時において費用処理する。</p> <p>（略）</p> <p>43. 表示</p> <p>費用として処理しなかった繰延資産の未償却残高及び繰延資産の償却額の表示は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸借対照表に繰延資産の部を設け、項目を示して表示する。この場合において、各繰延資産に対する償却累計額は、その各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示する。</p> <p>税法固有の繰延資産は、「投資その他の資産」に長期前払費用等の適当な項目を付して表示する。</p>	<p>41. 償却額・償却期間</p> <p>(1) <u>会社法上の繰延資産</u></p> <p><u>会社法上の繰延資産</u>については、その支出又は発生の効果が発現するものと期待される期限内に原則として月割計算により相当の償却をしなければならない。</p> <p><u>なお、償却期間は当分の間</u>、創立費は会社成立後、開業費は開業後、<u>研究費及び開発費はその支出後、それぞれ5年内、新株発行費等及び社債発行費はそれぞれの発行後3年内、社債発行差金は社債償還の期限内とする。</u></p> <p>(2) <u>税法固有の繰延資産等</u></p> <p><u>社債発行差金及び税法固有の繰延資産</u>については、法人税法上、償却限度額の規定があることに留意する必要がある。また、金額が少額の場合は、発生時において費用処理する。</p> <p>（略）</p> <p>43. 表示</p> <p>費用として処理しなかった繰延資産の未償却残高及び繰延資産の償却額の表示は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>会社法上の繰延資産は</u>、<u>貸借対照表に繰延資産の部を設け、項目を示して表示する。</u>この場合において、各繰延資産に対する償却累計額は、その各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示する。</p> <p>(2) <u>税法固有の繰延資産は</u>、「投資その他の資産」に長期前払費用等の適当な項目を付して表示する。</p>

改正指針（平成 19 年 4 月 27 日）	旧指針（平成 18 年 4 月 25 日）
<p>(2) 損益計算書において、繰延資産の償却額が営業収益との対応関係がある場合には販売費及び一般管理費に、対応関係がない場合には営業外費用に表示する。</p> <p>(3) 繰延資産の一時償却額は、原則として特別損失に表示する。</p> <p>【関連項目】 会社計算規則第 5 条第 1 項、第 2 項、第 106 条第 3 項第 5 号、第 115 条 法人税法施行令第 14 条、第 68 条、第 134 条 <u>繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い</u> <u>研究開発費等に係る会計基準 三</u></p>	<p>(3) 損益計算書において、繰延資産の償却額が営業収益との対応関係がある場合には販売費及び一般管理費に、対応関係がない場合には営業外費用に表示する。</p> <p>(4) 繰延資産の一時償却額は、原則として特別損失に表示する。</p> <p>【関連項目】 会社計算規則第 5 条第 1 項、第 2 項、第 106 条第 3 項第 5 号、第 115 条 法人税法施行令第 14 条、第 68 条、第 134 条</p>
<p>【金銭債務】 (略)</p> <p>45. 貸借対照表価額</p> <p>(1) 支払手形、買掛金、借入金その他の債務には、債務額を付さなければならぬ。</p> <p>(2) <u>払込みを受けた金額が債務額と異なる社債は、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。償却原価法とは、金融負債を債務額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を償還期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。</u></p> <p>(略)</p> <p>【関連項目】</p>	<p>【金銭債務】 (略)</p> <p>45. 貸借対照表価額</p> <p>(1) 支払手形、買掛金、借入金その他の債務には、債務額を付さなければならぬ。</p> <p>(2) 社債は、<u>債務額をもって貸借対照表価額とする。ただし、払込みを受けた金額が債務額と異なる社債は、適正な価格を付すことができる。この場合、その差額に相当する金額は、償還日までの期間にわたり、毎期一定の方法で債務額に加減して処理する。</u></p> <p>(略)</p> <p>【関連項目】</p>

改正指針（平成 19 年 4 月 27 日）	旧指針（平成 18 年 4 月 25 日）
<p>会社計算規則第 6 条第 1 項、第 107 条第 2 項、第 134 条第 6 号、第 8 号 金融商品に関する会計基準 <u>第25項、第26項、(注5)、第29項～第34項</u></p>	<p>会社計算規則第 6 条第 1 項、第 107 条第 2 項、第 134 条第 6 号、第 8 号 金融商品に係る会計基準 <u>第三、第五</u></p>
<p>〔引当金〕 (略)</p> <p>【関連項目】 会社計算規則第 6 条第 2 項、第 107 条、第 119 条第 7 項、第 132 条 企業会計原則 第三・四、注解 18 役員賞与に関する会計基準 <u>第 3 項、第 13 項</u> 法人税法第 53 条</p>	<p>〔引当金〕 (略)</p> <p>【関連項目】 会社計算規則第 6 条第 2 項、第 107 条、第 119 条第 7 項、第 132 条 企業会計原則 第三・四、注解 18 役員賞与に関する会計基準 法人税法第 53 条</p>
<p>〔外貨建取引等〕 (略)</p> <p>【関連項目】 外貨建取引等会計処理基準 二 金融商品に関する会計基準 <u>第 29 項～第 34 項</u> 会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」 法人税法第 61 条の 6～第 61 条の 9 法人税法施行令第 122 条第 1 項</p>	<p>〔外貨建取引等〕 (略)</p> <p>【関連項目】 外貨建取引等会計処理基準 金融商品に係る会計基準 会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」 法人税法第 61 条の 6～第 61 条の 9 法人税法施行令第 122 条第 1 項</p>